



未熟児養育医療給付制度のしおり

1 未熟児養育医療とは

様々な未熟性があり、出生後、引き続き入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

未熟児養育医療を受けることができる場合は、子ども医療（ひとり親家庭医療）費助成（以下、「子ども医療費等助成」という。）より未熟児養育医療を優先的に使用頂きますようご協力をお願いします。

2 未熟児養育医療の対象者（下記□全てに該当する者）

- 岸和田市に住所を有する未熟児で、出生直後に次に掲げる（1）または（2）の症状を有し、医師が入院養育を認めた者

| | | | |
|-------------------|--------------|---------------------|--------------------------------------|
| | (1) 出生時の体重 | 2,000g以下 | |
| 次の 症状を 示すもの | (2) ア 一般状態 | (a) 運動不安・けいれんがある | (b) 運動が異常に少ない |
| | イ 体温 | 摂氏34度以下 | |
| | ウ 呼吸器 循環器 | (a) 強度のチアノーゼが持続 | (b) チアノーゼ発作を繰り返す |
| | | (c) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 | (d) 呼吸数が毎分30以下 |
| | | (e) 出血傾向が強い | |
| | エ 消化器 | (a) 生後24時間以上排便がない | (b) 生後48時間以上嘔吐が持続 |
| | | (c) 血性吐物がある | (d) 血性便がある |
| | オ 黄疸 | (a) 生後数時間以内に発生 | (b) 異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む) |

- 全国の指定養育医療機関（4ページ参照）での入院治療を受けている者

- 退院前かつ入院治療開始日から原則3週間以内に未熟児養育医療給付の申請を行う者

* 必要書類が揃わない場合等で3週間以内に申請できない場合は事前にご相談ください

3 給付の内容

指定養育医療機関での入院治療において、健康保険が適用される診察・医学的処置・治療等に対して公費負担を受けることができます（保険適用外のもの（おむつ代、文書料、差額ベット代等）は対象外）。

承認期間は、意見書の診療予定期間の始期から最長6か月です（医療機関からの協議により1歳の誕生日の前日まで継続可能な場合があります）。

4 自己負担金について（表1のイメージ図参照）

- ・世帯の市町村民税額等に応じ、未熟児養育医療の徴収基準月額（表2）を決定します。
- ・同一世帯から同時に2人以上の方が給付を受けた場合の徴収基準月額は、1人目は徴収基準月額とし、2人目以降は加算基準月額（徴収基準月額の10%）とします。
- ・1か月間（1日から末日まで）入院された場合は徴収基準月額の全額、月の途中で入退院された場合は、日割り計算した額となります。
- ・未熟児養育医療と本市の子ども医療費等助成との併用が可能のため、徴収基準月額（加算基準月額）から子ども医療費等助成分を控除した額が最終的な自己負担額となります。

(表1) 自己負担額のイメージ図

| | | | |
|--------------------|------------------|------------------|---------------------------------|
| (A) 医療費総額 (10割) | | | |
| (B) 健康保険者負担額 (約8割) | (A) - (B) (約2割) | | |
| | 未熟児養育医療 公費負担分 | 子ども医療費等 助成負担分 | 自己負担額 * (一カ月最大1,000円) |
| | | | 徴収基準月額 (加算基準月額) |

* 転院した場合は医療機関ごとに1か月最大1,000円の支払いが必要。

(表2) 徴収基準月額 (加算基準月額) 表

| 階層区分 | 世帯の階層区分 | 徴収基準月額 (円) | 加算基準月額 (円) |
|------|---|-----------------------|---------------|
| A | 生活保護法に基づく被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯 | 0 | 0 |
| B | 当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 (A階層に該当する世帯を除く。) | 2,600 | 260 |
| C | 当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税の世帯 (A階層及びB階層に該当する世帯を除く。) | 5,400 | 540 |
| D1 | 当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が右に掲げる税額である世帯 (A階層、B階層及びC階層に属する世帯を除く。) | 15,000円以下の額 | 790 |
| D2 | | 15,001円~21,000円 | 1,080 |
| D3 | | 21,001円~51,000円 | 1,620 |
| D4 | | 51,001円~87,000円 | 2,240 |
| D5 | | 87,001円~171,300円 | 3,480 |
| D6 | | 171,301円~252,100円 | 4,940 |
| D7 | | 252,101円~342,100円 | 6,500 |
| D8 | | 342,101円~450,100円 | 8,240 |
| D9 | | 450,101円~579,000円 | 10,200 |
| D10 | | 579,001円~700,900円 | 12,340 |
| D11 | | 700,901円~849,000円 | 14,700 |
| D12 | | 849,001円~1,041,000円 | 17,250 |
| D13 | | 1,041,001円~1,222,500円 | 19,990 |
| D14 | | 1,222,501円~1,423,500円 | 22,940 |
| D15 | | 1,423,501円以上の額 | 全額 |

注1) 1円未満の端数は切り捨て。但し、その額が26,300円未満の場合は、26,300円とする。

5 申請方法

(1) 申請者 本人の親権を行う者または後見人（一般的には保護者）で主たる生計維持者である方

(2) 申請必要書類等

| ☑ | 書類名 | 備考 |
|-------|----------------------|--|
| | 1 未熟児養育医療給付申請書 | 保護者（主たる生計維持者）が申請者となります。 |
| | 2 世帯調書 | 本人（乳児）を含め、住民票世帯構成員（世帯外扶養義務者含む）全員を記入してください。 |
| | 3 未熟児養育医療意見書 | 指定養育医療機関の担当医師に作成を依頼してください。 |
| | 4 承諾書及び委任状 | 未熟児養育医療と子ども医療（ひとり親家庭医療）を併用するためと、指定医療機関に未熟児養育医療券の写しを送付する場合に提出頂く書類です。 |
| | 5 誓約書 | 申請者が記入してください。 |
| | 健康保険証 | 本人（乳児）の健康保険証（資格証明書でも可）が必要です。 ※申請時に健康保険証または資格証明書が交付されていない場合は、交付後、速やかにご提出ください。健康保険証は子ども医療証等作成時にも必要です。 |
| | 申請者の本人確認書類 | マイナンバーカード、免許証等 |
| | マイナンバー（個人番号）を確認できるもの | 本人（乳児）を含む住民票世帯構成員（世帯外扶養義務者含む）全員分 |
| 該当者のみ | 市町村民税額等を証明する書類 | マイナンバー制度による情報連携に伴い、証明書提出の省略が可能となりました。ただし、転入前の市町村から市町村民税額等の情報を取得できない場合は提出を求めることがあります。 |
| | 生活保護受給証明書 | 生活保護受給者のみ提出必要 |

の様式は岸和田市の子育て支援課のホームページまたは子育て支援課で配布しています

(3) 申請窓口

岸和田市子育て支援課（岸和田市役所新館地下1階）

* サービスセンター（支所）での受付はできません。郵送を希望される場合は、必ず事前に子育て支援課までご連絡ください。

6 申請後の流れ

- ①健康保険証を含めた必要書類の全てを子育て支援課に提出完了
- ②未熟児養育医療券を郵便で受け取り（提出完了の約1週間後）
- ③医療機関に「未熟児養育医療券」「子ども医療証（ひとり親家庭医療証）」「健康保険証」を提示
同意された方のみ医療券のコピーを子育て支援課から医療機関に送付します。
- ④精算（保険適用外費用のみ医療機関に支払必要）
- ⑤自己負担金の納入通知書（振込用紙）を郵便で受け取り（退院月の約4か月後）
- ⑥振込期限までに指定金融機関（コンビニは利用できません）で自己負担金を支払

7 その他

- ・申請後に、氏名・住所・電話番号・健康保険証等に変更があれば、届出が必要です。
- ・しおりの内容は予告なく変更される場合があります。最新情報は市のホームページでご確認ください。

（問合先）〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市子育て支援課 医療・療育担当（岸和田市役所地下1階3番窓口）

TEL 072-423-9623（直通） FAX 072-423-3523（直通）

指定養育医療機関一覧

○大阪府指定分

| | |
|--------------------|----------------------|
| 市立池田病院 | 大阪府済生会富田林病院 |
| 大阪母子医療センター | (医)宝生会 PL 病院 |
| 府中病院 | 大阪はびきの医療センター |
| 泉大津市立病院 | (医)笠松産婦人科小児科 |
| りんくう総合医療センター | (医)阪南医療福祉センター 阪南中央病院 |
| (医)定生会 谷口病院 | 箕面市立病院 |
| 近畿大学病院 | 松下記念病院 |
| 市立貝塚病院 | |
| (医)飯藤産婦人科 | |
| (独)国立病院機構大阪南医療センター | |

※上記表は令和6年3月1日現在の情報であり、今後変更となる可能性があります。最新の情報は大阪府ホームページでご確認ください。

○大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市の指定分
各市にお問い合わせください。

○他都道府県指定分
各都道府県にお問い合わせください。

..... 受付票

未熟児養育医療給付申請が完了しました（不足書類なし）。
今後の流れは、「6 申請後の流れ」でご確認ください。

未熟児養育医療給付申請の受付を行いました。下記の書類が不足しています。
準備が整い次第、ご提出をお願いします。

| |
|-----|
| 受付印 |
| |

お子様の健康保険証（資格証明書でも可）

健康保険証が発行され次第、子ども医療証の発行申請を行ってください。**子ども医療証作成時に提示された健康保険証情報を基に、未熟児養育医療券を作成します。**

| 子ども医療証 | | 「未熟児養育医療券」 発行方法 |
|---------------|----------------------------|---------------------------------|
| 申請場所 | 発行方法 | |
| 子育て支援課 | 当日発行 | 郵送 (医療証のお届けは子ども医療申請受付の約1週間後) |
| サービスセンター(支所) | 郵送 (医療証のお届けは申請受付の約1週間後) | |
| 郵送 | | |
| 電子(インターネット)申請 | | |

* 詳細は子育て支援課ホームページでご確認ください。

()